

平成 23 年 1 月 22 日
国土交通省危機管理室

国土交通省における鳥インフルエンザ対策について

本日（1月22日）未明（午前3時）、宮崎県宮崎市佐土原町において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、本日午前11時、内閣総理大臣を本部長とする政府の「鳥インフルエンザ対策本部」が開催され、大畠国土交通大臣は出席の上、以下の発言を行いました。

【発言要旨】

- ① 国土交通省として、既に宮崎県より直轄管理の国道十号上への消毒マットの設置への協力要請があり、道路の占用許可を行った。
- ② 政府の鳥インフルエンザ対策本部終了後、国土交通省においても必要な対策を推進するため、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省鳥インフルエンザ対策本部」を開催する（構成員は別紙のとおり）。
- ③ このほかの対応については関係自治体等からの要請等を踏まえて、九州地方整備局及び九州運輸局に現地対策本部を設置し、必要な支援を行っていく。

政府の鳥インフルエンザ対策本部終了後、国土交通省においても、「国土交通省鳥インフルエンザ対策本部」を開催し、大畠大臣より、「早期の封じ込めに向けて国土交通省においても、関係省庁及び関係自治体等との調整を行い、必要な対策を推進していくこと」との指示が出されました。

【連絡先】

国土交通省危機管理室

参事官 鵜沢、企画調整官 富田

電話：03-5253-8974